

鳥取県告示第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線

3・6・4号立川甌山線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線

変更する部分

鳥取市卯垣五丁目、滝山字山川向及び字坂ノ谷、卯垣字ギツトリ並びに岩倉字尺山、字坂谷、字井後、字柏木、字犬島赤田及び字上樋掛

(2) 鳥取都市計画道路3・6・4号立川甌山線

変更する部分

鳥取市立川町五丁目